

規則

埼玉県産業文化センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十七号

埼玉県産業文化センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県産業文化センター管理規則（昭和六十三年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表舞台設備の項中「八三〇」を「八五〇」に、「四〇〇」を「四一〇」に、「一九〇」を「二〇〇」に、「七、一二〇」を「七、二五〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「五、七〇〇」を「五、八〇〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に、「二、一二〇」を「二、一六〇」に、「九、九七〇」を「一〇、一五〇」に、「七、八二〇」を「七、九七〇」に、「七〇〇」を「七二〇」に改め、同表音響設備の項中「五、七〇〇」を「五、八〇〇」に、「三、五五〇」を「三、六二〇」に、「九、九七〇」を「一〇、一五〇」に、「一四、一九〇」を「一四、四五〇」に、「一、四〇〇」を「一、六一〇」に、「二一、二二〇」を「二一、六二〇」に、「一六、九〇〇」を「一七、二二〇」に、「七〇〇」を「七二〇」に改め、同表音響設備の項中「七、二二〇」に、「一、六九〇」を「一、七二〇」に、「二、一二〇」を「二、一六〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に、「一、四九〇」を「一、五二〇」に改め、同表照明設備の項中「七、一二〇」を「七、二五〇」に、「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「二八、三五〇」を「二八、八七〇」に、「一四、二四〇」を「一四、五〇〇」に、「四一、五五〇」を「四二、三二〇」に、「二四、一四〇」を「二四、五九〇」に、「六〇、四四〇」を「六一、五六〇」に、「三九、八一〇」を「四〇、五五〇」に、「一〇六、八五〇」を「一〇八、八三〇」に、「二九、三七〇」を「二九、九二〇」に、「七、七七〇」を「七、九二〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に、「七〇〇」を「七二〇」に、「二、一二〇」を「二、一六〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「二、四一〇」を「二、四六〇」に、「五五〇」を「五六〇」に、「四〇〇」を「四一〇」に、「五、九二〇」を「六、〇三〇」に、「二、二二〇」を「二、二六〇」に、「八三〇」を「八五〇」に、「五、七五〇」を「五、八五〇」に改め、同表ピアノの項中「一四、一九〇」を「一四、四五〇」に、「七、一二〇」を「七、

二五〇」に、「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に改め、同表映写設備の項中「二、一二〇」を「二、一六〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「三、五五〇」を「三、六二〇」に、「二五、四二〇」を「二五、八九〇」に、「六二、七〇〇」を「六三、八六〇」に、「二九、七四〇」を「三〇、二九〇」に、「二、七一〇」を「二、七六〇」に、「七〇〇」を「七一〇」に、「一四、三一〇」を「一四、五八〇」に改め、同表通訳設備の項中「一四、一九〇」を「一四、四五〇」に改め、同表その他の項中「七〇〇」を「七一〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に改める。

別表第二号の表音響設備の項中「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「七〇〇」を「七一〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に、「一、四九〇」を「一、五二〇」に改め、同表映写設備の項中「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に、「二、七一〇」を「二、七六〇」に改め、同表通訳設備の項中「一四、一九〇」を「一四、四五〇」に改め、同表その他の項中「四〇〇」を「四一〇」に、「二、一二〇」を「二、一六〇」に、「七〇〇」を「七一〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「一、四二〇」を「一、四四〇」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。